

## 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の請負の状況の公表に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、鳥取県東部広域行政管理組合議会議員（以下「議員」という。）が鳥取県東部広域行政管理組合に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における鳥取県東部広域行政管理組合に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

3 第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定

めるものにより行わなければならない。

- 4 第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧（様式第3号）を作成し、公表しなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第4条 議長は、前条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第5条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（報告等の閲覧）

第6条 前条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第8条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

- 2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。
- 3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、

又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第7条 第5条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第4号)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第8条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、鳥取県東部広域行政管理組合の休日を定める条例(平成元年鳥取県東部広域行政管理組合条例第6号)第1条第1項に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第6条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 様

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場 合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額		円
----------	--	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 様

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員

訂正届

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年度 鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の請負状況一覧

議員氏名	契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） (単価契約である場合はその旨)	当該年度に支払いを受けた額（円）
			総 額（円）	
			総 額（円）	
			総 額（円）	
			総 額（円）	

(注) 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県東部広域行政管理組合議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

Tel \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

複写申込書

鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の請負の状況の公表に関する規程第5条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲